

赤堀都市計画区域及び東都市計画区域 土地利用ルールの見直し（素案）

赤堀都市計画区域

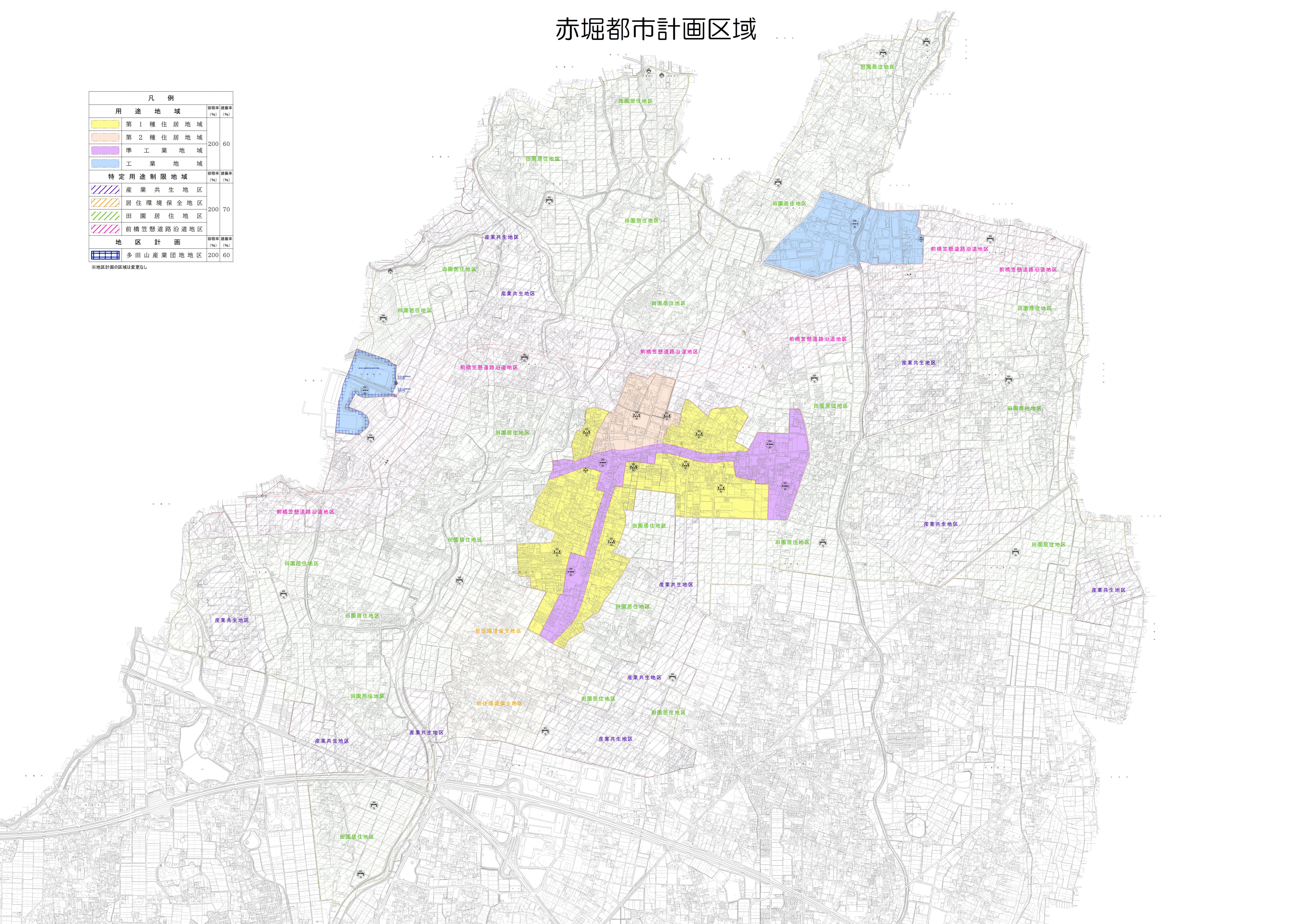
【用途地域の指定・特定用途制限地域の指定及び見直し】

伊勢崎市都市計画課

赤堀都市計画区域

凡例		容積率 (%)	建蔽率 (%)
用途地域		200	60
第1種住居地域			
第2種住居地域			
準工業地域			
工業地域			
特定用途制限地域		200	70
産業共生地区			
居住環境保全地区			
田園居住地区			
前橋笠懸道路沿道地区			
地区計画		200	60
多田山産業団地地区			

※地区計画の区域は変更なし



建築物の制限一覧表

建築物の用途制限		用途地域				特定用途制限地域				備考	
		第一種住居地域	第二種住居地域	準工業地域	工業地域	居住環境保全地区	田園居住地区	産業共生地区	前橋笠懸道路沿道地区		
建築物の用途制限 □ 建てられる用途 ■ 建てられない用途 ①、②、③：面積、階数等の制限あり ▲：面積、階数等の制限あり											
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿											
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの										非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	床面積	150㎡以下のもの									
		150㎡を超え、500㎡以下のもの									
		500㎡を超え、1,500㎡以下のもの									
		1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの									
		3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの									
		10,000㎡を超えるもの (大規模集客施設 ※1)									
事務所等	床面積	150㎡以下のもの									
		150㎡を超え、500㎡以下のもの									
		500㎡を超え、1,500㎡以下のもの									
		1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの									
		3,000㎡を超えるもの									
ホテル、旅館		▲								▲3,000㎡以下	
遊戯・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等		▲								▲3,000㎡以下 ※2
	カラオケボックス等			▲		▲			▲		▲10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等			▲		▲					▲10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場										
	キャバレー、個室付き浴場等				▲						▲個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校										
	大学、高等専門学校、専修学校等										
	図書館等										
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等										
	神社、寺院、教会等										
	病院										
	公衆浴場、診療所、保育所等										
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等										
	老人福祉センター、児童厚生施設等										
	自動車教習所		▲								▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫除く）		▲	▲							▲300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫		③	③							①600㎡以下 1階以下 ②3,000㎡以下 2階以下 ③2階以下
	①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限		一団の敷地内について別に制限あり								
	倉庫業倉庫										
	自家用倉庫		②								①2階以下かつ1,500㎡以下 ②3,000㎡以下
	畜舎（15㎡を超えるもの）		▲								▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下										
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場		①	①			②				原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場						②				①50㎡以下 ②150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場										
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場										
	自動車修理工場		①	①			③				作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量	量が非常に少ない施設		②							
量が少ない施設										①1,500㎡以下 2階以下	
量がやや多い施設										②3,000㎡以下	
量が多い施設											
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		原則として都市計画決定が必要									

※) 本表は、令和3年11月時点で建築基準法48条及び別表2の概要を整理したものであり、すべての制限について掲載したものではありません。

※1 大規模集客施設：床面積10,000㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等

※2 客席のあるものは観覧場として扱う